

アドバイザー派遣事業実施要領

一般社団法人和歌山県セルフセンター

(趣旨)

第1条 この実施要領は、一般社団法人和歌山県セルフセンター（以下「和歌山県セルフセンター」という。）が実施するアドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、障害者就労支援事業所等（以下「事業所」という。）が抱える様々な工賃向上の課題等に対してアドバイザーを派遣し、適切な診断・助言を行うことにより、平均工賃を上げ、豊かな就労の機会を提供することを目的とする。

(アドバイザー)

第3条 アドバイザーは本事業を実施するにあたり、専門的知識・技能を有することを条件とする。

(事業所等の募集及び選定)

第4条 アドバイザー派遣事業を希望する事業所等は、**アドバイザー派遣要請書**(別記1号様式)を提出し、面談を実施する。(必要に応じて現地調査等を行うこともある。)その後、アドバイザー派遣事業審査会を開催し、診断・助言を受ける事業所等を選定するものとする。

(アドバイザーの選定)

第5条 アドバイザーの選定については、事業所の要望を聞きながら最適なアドバイザーを選定する。

(アドバイザーの派遣)

第6条 アドバイザーの派遣は、単独又は複数のアドバイザーに診断・助言を依頼することとし、診断・助言を受ける事業所等の概要及び具体的内容をアドバイザーに提示し、アドバイザーから**アドバイザー派遣診断・助言計画書**(別記2号様式)を提出させるものとする。

- 2 和歌山県セルフセンター は、診断・助言を受ける事業所等から**同意書**(別記3号様式)を提出させるものとする。
- 3 アドバイザーの派遣は、1事業所について10～15時間とする。

(事業所等の要請取り下げ及びアドバイザーの辞退)

第7条 第6条に基づきアドバイザー派遣要請書を提出した事業所等が要請の取り下げを希望する場合は、**アドバイザー派遣事業要請取下げ書**(別記4号様式)を、和歌山県セルフセンターに提出するものとする。また、アドバイザーが辞退を希望する場合は**アドバイザー辞退届**(別記5号様式)を和歌山県セルフセンターに提出するものとする。

(報告書の提出)

第 8 条 アドバイザーは派遣業務終了後、**アドバイザー派遣報告書**(別記 6 号様式)を速やかに和歌山県セルプセンターに提出するものとする。

- 2 和歌山県セルプセンターは、本事業に係る支援が終了した後速やかに、支援を受けた事業所等からアドバイザー派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する**報告書**(別記 7 号様式)をそれぞれ提出させるものとする。

(アドバイザーの診断・助言経費)

第 9 条 和歌山県セルプセンターがアドバイザーに支払う経費は謝金及び旅費交通費とし、前条第 2 項の規定に基づきアドバイザー派遣業務報告書及び請求書が提出された後、一括で支払うものとする。

- 2 和歌山県セルプセンターがアドバイザーに支払う経費は、アドバイザー料と交通費とし、アドバイザーから請求書が提出された後、支払うものとする。
- 3 アドバイザーに支払う謝金は時間数×10,000 円とし、交通費実費(高速代とガソリン代 20 円/km)とする。

(専門家の守秘義務)

第 10 条 アドバイザーは、本事業により知り得た事業所等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならないものとする。

(事後分析及び効果の検証)

第 11 条 和歌山県セルプセンターは、第 8 条に基づき提出された報告書等により診断・助言の内容について分析を行うとともに、適宜診断・助言を受けた事業所等に対してヒアリング等を実施し、事業効果の検証に努めるものとする。

(事業の周知)

第 12 条 和歌山県セルプセンターは、本事業による診断・助言を得て経営の向上等が見られた事例を、支援を受けた事業所等の了解を得てインターネット等を活用して広く情報提供し、本事業の周知に努めるものとする。

(その他)

第 13 条 本事業の実施により、事業所等に不利益が生じた場合、また、事業所等の職員あるいはアドバイザーの身体・財産に危害が生じた場合、和歌山県セルプセンターは一切その責任を負わないものとする。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則 この要領は、2019 年 5 月 1 日から施行する。